

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	13	開封日	令和7年7月1日
ご意見			
定額減税を早くお願いします。 回答6を読んで 現在予算措置に向けた事務処理を進めている。 予算成立後、速やかに給付の準備を進める しばらくお待ちください。 ちょっと驚き! まだ待つのか? この減税措置は、昨年度の話じゃん。それも緊急の物価高対策。緊急の! 国民が困っているからの措置。まだ未支給。 それなのに、納税通知書も届き、もう今年の税の徴収も始まっている。給付を受けて いれば、固定資産税、介護保険、自動車税の納付も少しは楽になったと思う。後から入っ ても、必要な時にあってこそその現金。昨年度の減税が、今年の税の徴収より後になるの は、合点がいかぬ。 しかし、人吉市のHPを見ると、市から事業所に1月31日締め切りで、年末調整者の「給 与支払報告書」の提出が求められ、「源泉徴収票時所得税減税控除済額」と「控除外額」 の記入が求められていたので、いくら何でも、もう6月ですから支給はもうすぐと思っ てます。これ以上、遅いはずはないはず。 ちなみに、市役所の方に釈迦に説法でごめんなさい。 年金受給者は「公的年金等の源泉徴収票」に、「源泉徴収票時所得税減税控除済額」 と「控除外額」が記載され、年金受給しながら働いている人は、確定申告もしています。 6月議会で予算成立しているでしょうから、回答にあるように、近々支給があること を楽しみにしばらく待ちます。 しかし、なぜ第1次のみなし給付が行われなかったのでしょうか。 市民に寄り添うスピーディーな市役所であってほしいと思って書きましたが、私は世 の中のことに疎く、特に、行政的な手続き等については、よくわかっていないので誤り があるかもしれません。お許してください。(なら書くなよ、と言わないで)			
回 答			
御意見をいただきありがとうございます。福祉課臨時給付金室からお答え させていただきます。 この度は大変お待たせし、申し訳ございませんでした。 8月15日から対象となられる方へ調整給付金(不足額給付分)の通知を 順次発送しています。ただし、令和6年1月2日以降に本市に転入された方 や税制度上の扶養状況などで支給要件を満たしていても通知されない場合が あります。その場合は、申請が必要になりますので御留意いただきますよう お願いします。詳しくは、市ホームページを御覧いただくか、お問い合わせ ください。			